函館市病院局会計年度任用職員に関する取扱要綱

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　会計年度任用職員の任用等（第４条～第８条）
第３章　会計年度任用職員の服務および懲戒等（第９条～第１１条）
第４章　会計年度任用職員の勤務時間（第１２条～第１８条の２）
第５章　会計年度任用職員の休日および休暇（第１９条～第２１条の２）
第６章　会計年度任用職員の育児休業および部分休業（第２２条）
第７章　会計年度任用職員の社会保険および公務災害補償制度（第23条・第２４条）
第８章　補則（第２５条）

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は，地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか，函館市病院局の会計年度任用職員に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この要綱において，次に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 管理者　公営企業管理者をいう。

(2) 会計年度任用職員　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。

(3) パートタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第１号に定める会計年度任用職員をいう。

(4) フルタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第２号に定める会計年度任用職員をいう。

第３条　会計年度任用職員の従事する職は，その性質，複雑および困難の度等により別表に定める分類の基準に従い区分し，各業務はそれぞ

れの区分に分類されるものとする。

第２章　会計年度任用職員の任用等

（任用）

第４条　管理者が会計年度任用職員を任用する場合は，競争試験または公募による選考を経て，職務の遂行に必要な知識，経験または技能を有する者のうちから任用するものとする。

２　前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する場合は，競争試験または公募による選考によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職（以下この項および次項において「当該職」という。）に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において，当該職におけるその者の勤務実績等に基づき，能力の実証を行うことができる場合

(2) 高度の専門性もしくは経験等を要するため，または勤務地が交通不便等の地域であるなどの特殊な事情があるために，採用が困難であると認められる場合

３　前項第１号の規定による任用（次項において「競争試験等によらない再度の任用」という。）は，当該職と同一の職務内容と認められる職の廃止がない限り，連続して４回を上限としてすることができる。

４　競争試験等によらない再度の任用は，次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

(1) 別に定めるところによる人事評価の結果を考慮し，第２項第１号の規定による能力の実証の結果が不良でないこと。

(2) 心身の故障がある者について，その状態が公務を遂行する上で耐え難いものではないこと。

(3) 再度の任用をしようとする年度の前年度において法第２９条に規定する懲戒処分を受けておらず，または公務員としてふさわしくない非行がなかったこと。

５　所属長は，第３項の規定の適用が予定される会計年度任用職員（第２０条において「再度の任用が予定される会計年度任用職員」とい

う。）に対し，任期満了日の３０日前までに再度の任用の予定について通知するものとする。

第５条　削除

第６条　第４条に定めるもののほか，会計年度任用職員の任用の基準に関し必要な事項は管理者が別に定めることができる。

（任期）

第７条　会計年度任用職員の任期は，その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で管理者が定める。

２　管理者は，会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には，当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で，当該期間の範囲内において，その任期を更新することができる。

３　管理者は，会計年度任用職員の採用または任期の更新に当たっては，業務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし，必要以上に短い任期を定めることにより，採用または任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

４　会計年度任用職員を採用する場合および任期を更新して任用する場合は，当該職員にその任期，従事させる職務の内容，勤務時間，給与，給与の支払方法等の任用条件を書面で明示しなければならない。

（条件付採用）

第８条　会計年度任用職員については，任用期間，勤務日数，勤務時間の長短もしくは前職の勤務実績の有無にかかわらず，または再度の任用の場合であっても，法第２２条および法第２２条の２第７項の規定に基づく条件付採用の対象としなければならない。

２　１月を超える任期を定めた会計年度任用職員の採用は，その採用の日から起算して１月間条件付のものとし，その間その職務を良好な成績で遂行したときは，その期間の終了前に管理者が正式採用をしない旨の特段の意思表示をしない限り，その期間が終了した日の翌日において，当該会計年度任用職員の採用は正式なものとする。

３　１月を超えない任期を定めた会計年度任用職員の採用は，その採用の日から全ての期間について条件付のものとする。ただし，前条第２

項の規定による任期の更新があり，当該採用の日から起算して任期が１月を超えることとなる場合にあっては，前項および次項の規定を準用する。

４　条件付採用期間の開始後１月間において実際に勤務した日数が１５日に満たない会計年度任用職員については，その日数が１５日に達するまで条件付採用期間は引き続くものとする。ただし，条件付採用期間は，当該職員の任期を超えないものとする。

第３章　会計年度任用職員の服務および懲戒等

（服務）

第９条　会計年度任用職員の服務については，法，職員の服務及び職員団体に関する条例（昭和２６年函館市条例第１４号），函館市病院局職員就業規程（平成１８年病院局規程第１３号。以下「就業規程」という。）および函館市病院局職員の職務に専念する義務の免除等に関する規程（平成１８年病院局規程第１５号）の定めるところによる。

２　法第３１条の服務の宣誓については，会計年度任用職員に任用されるとき（再度の任用をされるときを含む。）に，職員の服務及び職員団体に関する条例別記様式に規定する宣誓書に署名させるものとする。

３　パートタイム会計年度任用職員が営利企業への従事等をする場合にあっては，所属長は，当該職員からあらかじめ報告を求めるものとし，職務に専念する義務に支障を来すような長時間の労働または公務員としての身分上ふさわしくない，もしくは信用を傷つけるような性質の労働を行わないように指導または助言するものとする。

（懲戒）

第10条　会計年度任用職員に対する懲戒処分ならびにその手続および効果については，法および職員の懲戒に関する条例（昭和２７年函館市条例第４号）の定めるところによる。

（分限）

第11条　会計年度任用職員に対する法第２８条の免職および休職の適用については，職員の分限に関する条例（昭和２７年函館市条例第５号）の定めるところによるほか，必要な事項は管理者が別に定めることが

できる。

第４章　会計年度任用職員の勤務時間

（勤務日数および勤務時間）

第12条　会計年度任用職員の勤務日数ならびに勤務日の割振りは，職務の性質に応じて管理者が別に定める。

２　会計年度任用職員の勤務時間は，休憩時間を除き，職務の性質に応じて管理者が別に定める。

（週休日および勤務時間の割振り）

第13条　日曜日および土曜日は，週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし，パートタイム会計年度任用職員については，これらの日に加えて，月曜日から金曜日までの５日間において，週休日を設けることができる。

２　フルタイム会計年度任用職員については，月曜日から金曜日までの５日間において，１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとし，パートタイム会計年度任用職員については，１週間ごとの期間について，１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。この場合において，１週間の勤務時間については，会計年度任用職員の従事する職の区分ごとに別表に掲げる勤務時間の範囲内とし，これにより難いときは管理者が別に定めることができる。

３　特別の業務に従事する会計年度任用職員については，前２項の規定にかかわらず，週休日および勤務時間の割振りを管理者が別に定めることができる。

４　前項の割振りの基準等については，一般職であって常時勤務を要する職（以下「一般職常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第14条　所属長は，会計年度任用職員に前条第１項の規定により週休日とされた日において特に勤務を命ずる必要がある場合には，同条第２項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に振り替えることがで

きる。

２　前項の割振りの基準および週休日に変更することのできる勤務日の期間等については，一般職常勤職員の例による。

（休憩時間）

第15条　会計年度任用職員の休憩時間については，一般職常勤職員の例による。

（勤務時間以外の時間における勤務）

第16条　所属長は，公務のため臨時または緊急の必要がある場合には，当該会計年度任用職員に割り振られた勤務時間以外の時間において当該会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。ただし，当該会計年度任用職員の属する職場が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）別表第一に掲げる事業場に該当する場合にあっては，同法第３６条の規定による協定の締結等をしなければ，同法第３２条に規定する労働時間を超えて勤務を命ずることはできない。

（時間外勤務代休時間）

第17条　所属長は，函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和５２年函館市条例第１号）第１０条の規定による時間外勤務手当を支給すべき会計年度任用職員に対して，一般職常勤職員の例により，当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として，第１２条第１項の規定により勤務時間が割り振られた日のうち休日および代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部または一部を指定することができる。

２　前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された会計年度任用職員は，当該時間外勤務代休時間には，特に勤務することを命ぜられる場合を除き，正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限）

第18条　育児または介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務および時間外勤務の制限については，一般職常勤職員の例による。

（妊娠，出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する勤

務時間に係る意向確認等）

第18条の２　妊娠，出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する勤務時間に係る意向確認等，配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員等に対する勤務時間に係る意向確認等および勤務時間に係る勤務環境の整備に関する措置については，一般職常勤職員の例による。

第５章　会計年度任用職員の休日および休暇

（休日）

第19条　会計年度任用職員の休日については，就業規程第２６条の定めるところによる。

２　所属長は，休日に勤務を命ずる場合には，他の日の勤務時間が割り振られた日（第１７条の時間外勤務代休時間が指定された日および休日を除く。）の勤務を免除することができる。この場合において，週の１日当たりの平均勤務時間数をもって１日とする。

（年次休暇）

第20条　就業規程第２８条第２項第３号の管理者が定める日数および同条第３項の管理者が別に定める日数の年次休暇については，それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 再度の任用が予定される会計年度任用職員の年次休暇

ア　採用月から当該年度の末日までの任期であって，１週間の勤務日が５日以上とされている会計年度任用職員，１週間の勤務日が４日以下とされている会計年度任用職員で１週間の勤務時間が29時間以上であるものまたは週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が２１７日以上であるものの年次休暇の付与日数は次のとおりとする。

採用月	付与日数
４月から９月まで	１０日
１０月	４日
１１月	３日
１２月および翌年１月	２日

翌年２月および翌年３月	１日

イ　アに掲げる会計年度任用職員が再度の任用をされた場合の２年度目以後の年次休暇の付与日数は次のとおりとする。

勤続年数	付与日数	前年度からの繰越限度日数	総付与限度日数
２年度目	１１日	１０日	２１日
３年度目	１２日	１１日	２３日
４年度目	１４日	１２日	２６日
５年度目	１６日	１４日	３０日
６年度目	１８日	１６日	３４日
７年度目	２０日	１８日	３８日
８年度目	２０日	２０日	４０日

※初年度は４月採用の場合

ウ　１週間の勤務日が４日以下とされている会計年度任用職員（１週間の勤務時間が２９時間以上である職員を除く。）または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が４８日以上２１６日以下であるものの年次休暇の付与日数は次のとおりとする。

１週間の勤務日数		４日	３日	２日	１日
１年間の勤務日数		１６９日から２１６日まで	１２１日から１６８日まで	７３日から１２０日まで	４８日から７２日まで
継続勤務期間	６月	７日	５日	３日	１日
	１年６月	８日	６日	４日	２日
	２年６月	９日	６日	４日	２日
	３年６月	１０日	８日	５日	２日
	４年６月	１２日	９日	６日	３日
	５年６月	１３日	１０日	６日	３日
	６年６月以上	１５日	１１日	７日	３日

(2) 勤務時間および勤務形態の特殊性から前号に定めるところにより難い会計年度任用職員にあっては，管理者が別に定めるところによる。

２　フルタイム会計年度任用職員の年次休暇は，１日，半日または１時間を単位とし，パートタイム会計年度任用職員の年次休暇は，１日または１時間を単位とする。

３　パートタイム会計年度任用職員の１時間単位の年次休暇は次のとおり取り扱うものとする。

(1) １時間単位で取得した年次休暇を１日に換算する場合は，週の１日平均勤務時間数をもって１日とする。

(2) 1時間単位の年次休暇は，1日の一部の勤務時間を勤務しないときに限り，取得できるものとする。ただし，年次休暇の残が１時間単位のみの場合は，この限りではない。

(3) 年度における年次休暇の１時間単位の端数の残は，翌年度に繰り越すこととする。

（病気療養休暇）

第20条の２　会計年度任用職員の病気療養休暇については，就業規程第２９条および第２９条の２の規定を準用するほか，次のとおりとする。

(1) ９０日間は，有給とする。ただし，再度の任用がない場合にあっては，任用期間の満了までの期間または９０日間のいずれか短い期間を有給とする。

(2) 前号の９０日を経過した日から任期満了までの期間がある場合にあっては，その間は無給とする。

（年次休暇以外の休暇）

第21条　就業規程別表第３の２の７の項の休暇（親族の死亡による休暇）に係る管理者の定める親族および管理者の定める期間は，次のとおりとする。

配偶者		連続する１０日の範囲内の期間
血族	父母および子	
	祖父母，孫および兄弟姉妹	連続する７日の範囲内の期間
	その他の者	連続する２日の範囲内の期間
姻族	配偶者の父母	連続する７日の範囲内の期間
	その他の者	連続する２日の範囲内の期間

備考　上表の配偶者には，届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。

２　就業規程別表第３の２の９の項の休暇（夏季休暇）については，管理者が定める期間において，６月以上の任期が定められている会計年度任用職員または６月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が４７日以下であるものを除く。）に付与する。

３　就業規程別表第３の２の１２の項の休暇（出生サポート休暇）は，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものに与えることができる。同項の運用については次のとおりとする。

(1)「不妊治療」とは，不妊の原因等を調べるための検査，不妊の原因となる疾病の治療，タイミング法，人工授精，体外受精，顕微授精等とする。

(2)「通院等」とは，医療機関への通院，医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。）等とする。

(3)「管理者が定める不妊治療」とは，体外受精および顕微授精とする。

(4)「管理者の定める時間」とは，勤務日１日当たりの勤務時間に５（同項に規定する管理者が定める不妊治療を受ける場合にあっては，１０）を乗じて得た数の時間とする。

(5) 休暇の単位は，１日または１時間（勤務日ごとの勤務時間の時間

数が同一でない会計年度任用職員にあっては，１時間。ただし，当該会計年度任用職員の１回の勤務に割り振られた勤務時間であって１時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には，当該勤務時間の時間数）とする。ただし，休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において，当該残日数に１時間未満の端数があるときは，当該残日数の全てを使用することができる。

４　就業規程別表第３の２の１３の項の休暇（産前産後休暇）については，次のとおりとする。

(1)「８週間（多胎妊娠の場合にあっては，１４週間）」は，分べん予定日から起算するものとする。

(2)「出産」とは，妊娠満１２週以後の分べんとする。

５　就業規程別表第３の２の１４の項の休暇（配偶者の出産休暇）は，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものに与えることができる。同項の運用については次のとおりとする。

(1) 休暇を取得することができる期間は，会計年度任用職員の配偶者の出産の日から２週間以内とする。

(2)「出産」とは，妊娠満１２週以後の分べんとする。

(3)「管理者の定める時間」とは，勤務日１日当たりの勤務時間に３を乗じて得た数の時間とする。

(4) 休暇の単位は，１日または１時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては，１時間。ただし，当該会計年度任用職員の１回の勤務に割り振られた勤務時間であって１時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には，当該勤務時間の時間数）とする。ただし，休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において，当該残日数に１時間未満の端数があるときは，当該残日数の全てを使用することができる。

６　就業規程別表第３の２の１５の項の休暇（男性職員の育児参加休暇）は，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または

週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものに与えることができる。同項の運用については次のとおりとする。

(1) 「出産」とは，妊娠満１２週以後の分べんとする。

(2) 「当該出産に係る子（就業規程第２５条の２第１項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項において同じ。）または小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する」とは，会計年度任用職員の配偶者の出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）と同居してこれらを監護することをいう。

(3) 「管理者の定める時間」とは，勤務日１日当たりの勤務時間に５を乗じて得た数の時間とする。

(4) 休暇の単位は，１日または１時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては，１時間。ただし，当該会計年度任用職員の１回の勤務に割り振られた勤務時間であって１時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には，当該勤務時間の時間数）とする。ただし，休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において，当該残日数に１時間未満の端数があるときは，当該残日数の全てを使用することができる。

７　就業規程別表第３の２の１８の項の休暇（公務災害等による休暇）については，次のとおりとする。

(1) ９０日間は，有給とし，休業補償に代えるものとする。ただし，再度の任用がない場合にあっては，任用期間の満了までの期間または９０日間のいずれか短い期間を有給とする。

(2) 前号の９０日を経過した日から任期満了までの期間がある場合にあっては，その間は無給とする。

８　就業規程第３１条の休暇（介護休暇）は，申出の時点において，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものであって，当該申出において，指定

期間の指定を希望する期間の初日から起算して９３日を経過する日から６月を経過する日までに，その任期（法第２２条の２第４項の規定により任期が更新される場合にあっては，更新後のもの）が満了することが明らかでないものに与えることができる。会計年度任用職員に係る同条の運用については次のとおりとする。

(1) 「同居」には，会計年度任用職員が要介護者の居宅している住宅に泊まり込む場合等を含むものとする。

(2) 「管理者が定めるもの」とは，父母の配偶者，配偶者の父母の配偶者，子の配偶者および配偶者の子とする。

(3) 介護休暇の単位は，１日または１時間とし，１時間を単位とする介護休暇は，１日を通じ４時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については，当該４時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

９　就業規程第３１条の２に規定する時間（介護時間）は，初めて介護時間の承認を請求する時点において，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものであり，かつ，１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日があるものに与えることができる。会計年度任用職員に係る同条の運用については次のとおりとする。

(1) 介護時間の単位は，３０分とし，当該介護時間は，１日につき２時間（就業規程第３１条の２第２項に規定する減じた時間が２時間を下回る場合にあっては，当該減じた時間）の範囲内とする。ただし，１日の実勤務時間が５時間４５分を下回ってはならない。

(2) 函館市病院局職員の育児休業等に関する規程第１０条第１項による同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業を承認され，または就業規程別表第３の２の１９の項の休暇を請求して勤務しない時間がある日の介護時間の請求については，これらの勤務しない時間の合計が２時間を超えず，かつ，１日の実勤務時間が５時間４

５分を下回らない場合にすることができる。

10　就業規程別表第３の２の２０の項の休暇（子の看護等休暇）は，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものに与えることができる。同項の運用については次のとおりとする。

(1)「管理者が定めるその子の世話」とは，その子（就業規程第２５条の２第１項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項において同じ。）に予防接種または健康診断を受けさせることとする。

(2)「管理者が定める事由」とは，次に掲げる事由とする。

ア　学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第１９条の規定による出席停止

イ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園その他の施設または児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第２０条の規定による学校の休業に準ずる事由またはアに掲げる事由に準ずるもの

(3)「管理者が定めるもの」とは，入園，卒園または，入学，卒業の式典その他これに準ずる式典とする。

(4)「管理者の定める時間」とは，勤務日１日当たりの勤務時間に５（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあっては，１０）を乗じて得た数の時間とする。

(5) 休暇の単位は，１日または１時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては，１時間。ただし，当該会計年度任用職員の１回の勤務に割り振られた勤務時間であって１時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には，当該勤務時間の時間数）とする。ただし，休暇の残日数の全てを使用しよ

うとする場合において，当該残日数に１時間未満の端数があるときは，当該残日数の全てを使用することができる。

11　就業規程別表第３の２の２１の項の休暇（短期介護休暇）は，１週間の勤務日が３日以上とされている会計年度任用職員または週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で１年間の勤務日が１２１日以上であるものに与えることができる。同項の運用については次のとおりとする。

(1)「管理者が定める世話」とは,次に掲げる世話とする。

ア　要介護者の介護

イ　要介護者の通院等の付添い，要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

(2)「管理者の定める時間」とは,勤務日１日当たりの勤務時間に５（要介護者が２人以上の場合にあっては，１０）を乗じて得た数の時間とする。

(3) 休暇の単位は，１日または１時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては，１時間。ただし，当該会計年度任用職員の１回の勤務に割り振られた勤務時間であって１時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には，当該勤務時間の時間数）とする。ただし，休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において，当該残日数に１時間未満の端数があるときは，当該残日数の全てを使用することができる。

（妊娠，出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する休日および休暇に係る意向確認等）

第21条の２　妊娠，出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する休日および休暇に係る意向確認等，配偶者等が介護を必要とする状況に至った会計年度任用職員等に対する休日および休暇に係る意向確認等ならびに休日および休暇に係る勤務環境の整備に関する措置については，一般職常勤職員の例による。

第６章　会計年度任用職員の育児休業および部分休業

（育児休業および部分休業）

第22条　会計年度任用職員の育児休業および部分休業については，職員の育児休業等に関する条例（平成４年函館市条例第２号），職員の育児休業等に関する規則（平成４年函館市規則第７号）および函館市病院局職員の育児休業等に関する規程（平成１８年病院局規程第１４号）の定めるところによる。

第７章　会計年度任用職員の社会保険および公務災害補償制度

（社会保険制度）

第23条　会計年度任用職員に係る地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号），健康保険法（大正１１年法律第７０号），厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）または雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の適用に関しては，それぞれ当該法令の定めるところによる。

（公務災害補償制度）

第24条　会計年度任用職員に係る地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号），議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年函館市条例第２８号）または労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用に関しては，それぞれ当該法令の定めるところによる。

第８章　補則

（補則）

第25条　特別の事情によりこの要綱により難い場合またはこの要綱によることが著しく不適当であると認められる場合には，管理者の定めるところにより，別段の取扱いをすることができる。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年３月１７日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条，第１３条関係）

(1)　会計年度任用職員の従事する職の区分および分類の基準等

職の区分	職の分類の基準	基本的な 週の勤務時間
一般事務職	一般職常勤職員と同様に各所属に配属され，本格的業務以外の幅広い補助的業務に従事する職	週３８時間 ４５分
	障害者が困難性の低い補助的な事務等に従事する職	週３０時間
専門職Ⅰ	障害者が資格・職務経験等が不要の特定かつ困難性の低い補助的な事務等に従事する職	週３０時間
専門職Ⅱ （１） （２）	資格または職務経験等を要する特定の業務に従事する職または人材確保が困難であるものに従事する職 資格または職務経験を要する医療職Ⅰ～Ⅲ以外の業務に従事する職 特に人材確保が困難である資格または職務経験を要する医療職Ⅰ～Ⅲ以外の業務に従事する職	週３８時間 ４５分
医療職Ⅰ	資格・職務経験等を要する業務に従事する医師もしくは歯科医師職	週３８時間 ４５分
医療職Ⅱ （１）～（２）	資格を要する業務に従事する医療技術職	週３８時間 ４５分
医療職Ⅲ （１）～（２）	資格・職務経験等を要する業務に従事する看護および助産師職	週３８時間 ４５分
医務作業職Ⅰ （１） （２） （３）	資格・職務経験等が不要の特定かつ補助的業務に従事する職 困難性の低い補助的な業務に従事する職 困難である補助的な業務に従事する職 十分な職務経験を有し，補助的な業務および医務作業職を教育する業務に従事する職	週３８時間 ４５分
医務作業職Ⅱ	常勤職員の技能労務を補助する職	週３８時間 ４５分

備　考

１　上表の基本的な週の勤務時間のほか，会計年度任用職員の勤務時間等の設定に係る基準については別に定める。

２　上表の規定にかかわらず，会計年度任用職員が障害者であるときは，任命権者が必要と認める範囲内において，基本的な週の勤務時間を変更することができる。

（2）専門職，医療職および医務作業職の区分に係る業務

職の区分	業務	所管部局
専門職Ⅰ	障害者を対象とする一般事務補助等業務	管理部および各病院
専門職Ⅱ－（１）	電気技術，機械技術業務，建築技術業務	管理部および事務局
専門職Ⅱ－（２）	院内保安業務，電気工事設計業務，機械工事設計業務，建築技術設計業務	管理部および事務局
医療職Ⅰ	医師および歯科医師の業務	各病院
医療職Ⅱ－（１）	診療放射線技師業務，臨床検査技師業務，管理栄養士業務，診療情報管理士業務，精神保健福祉士業務，薬剤師業務，公認心理師業務	各病院
医療職Ⅱ－（２）	歯科衛生士業務，歯科技工士業務	函館病院
医療職Ⅲ－（１）	准看護師業務	各病院
医療職Ⅲ－（２）	看護師業務，高等看護教員業務	各病院および高等看護学院
医務作業職Ⅰ－（１）	医療クラーク業務	管理部および函館病院
	医療労務業務	各病院
	医療助手業務	各病院
	看護補助者業務	各病院
	看護事務業務	函館病院
	看護クラーク業務	函館病院
	連携クラーク業務	函館病院
	調理業務	南茅部病院
医務作業職Ⅰ－（２）	医療クラーク（マネージャー）業務	管理部および函館病院
	看護事務（マネージャー）業務	函館病院
	連携クラーク（マネージャー）業務	函館病院
	施設管理業務	南茅部病院
医務作業職Ⅰ－（３）	医療クラーク（チーフマネージャー）業務 診療情報管理業務	管理部および函館病院

医務作業職 Ⅱ	図書受付業務	管理部
	事務補助業務	管理部および事務局
	病院縫製業務	管理部
	薬剤助手業務	函館病院
	診療報酬請求業務	函館病院
	用務員業務	函館病院
	医療労務業務（ラウンドメッセンジャー）	函館病院

備　考　上表に掲げる業務の内容等については，それぞれの業務要綱に定めるものとする。